

石総務第102号  
令和2年5月11日

石狩商工会議所会員各位

石狩市長 加藤 龍 幸  
(公印省略)

石狩市に住民登録のある外国人就労者への特別定額給付金給付申請への協力について（依頼）

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より市の行政運営に際し、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づく「特別定額給付金」（10万円給付金）については、日本国内に居住する外国人（短期在留資格を除く）に対しても支給されることとなっております。

現在市においては、基準日である4月27日時点で市内に住民登録のある全ての世帯主に対し5月21日を目途に申請書を送付することで準備を行なっているところではありますが、日本語が堪能ではない外国人にあっては、当該申請書がご自宅に届いても、本給付金事業の内容や、申請書の記入方法が理解できないのではないかと危惧しているところがあります。

そのようなことから、外国人労働者を雇用している事業所におかれましては、給付事業の概要説明と、申請にあたり相談があった場合は、それぞれご配慮されるよう、お願いを申し上げます。

なお、外国語（英語、中国語簡体字、中国語繁体字、韓国語、ベトナム語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タイ語、ネパール語）による事業概要につきましては、総務省や石狩市のホームページで公開しており、また、申請書の記入方法等につきましては、今後市から発送する案内文書に同封することとしております（日本語表記です）。

各事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組む中、大変厳しい状況にあるものと御察しするところではありますが、ご理解、ご協力いただきたく、重ねてお願い申し上げます。

記

石狩市特別定額給付金のご案内（ホームページ）

<http://www.city.ishikari.hokkaido.jp//soshiki/soumu/52295/html>

For foreigners, please read this square barcode 

